

忠岡町駅周辺活性化開業支援補助金

忠岡駅周辺のにぎわい作りを推進させるため、指定範囲内に飲食店を新規出店する者に対して最大100万円の補助金を交付します。

【補助要件】

- ・忠岡駅改札から約100m範囲内に飲食店を出店しようとする事業者
- ・事業に必要な許認可等の出店に関する法的要件を満たしていること
- ・忠岡町暴力団排除条例（平成24年忠岡町条例第1号）第2条に規定する暴力団及び暴力団密接関係者ではない者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する事業者
- ・その他町長が不適当と認める事業を営む者でないこと

【補助対象事業】

店舗内装工事費、店舗外装工事費、店内造作工事、給排水工事、電気工事

【補助金額】

補助対象事業の2分の1の額 上限100万円（予算がなくなり次第終了となります）

【問い合わせ先】

忠岡町役場産業住民部産業建築課

〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL:0725-22-1122(代表) FAX:0725-32-7805 Mail:tadaokasangyou@town-tadaoka.jp

【補助金交付までの流れ】

